



# ケアマネット



HCMCA

第42号

平成29年2月1日発行 編集・発行／一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会  
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター5階 TEL/078-221-4102 FAX/078-221-4122 URL/http://www.hyogo-caremanet.com/



## ケアマネジャーとして 入院保証人や手術同意を求められたら、どうします？

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会顧問 小林 廣夫 (弁護士)

### 1. はじめに

例えば高齢で判断能力が低下した（あるいは喪失した）身寄りのない高齢の介護サービス利用者（本人）が、入院したり、手術を受ける際に、医療側からケアマネジャーに対し、身元保証人（身元引受人）になることや手術同意書に署名を求めてくるケースがあります。

### 2. 入院保証人を求める目的

医療側が、保証人を求める目的は、大きく分けて二つあります。一つは、本人に入院費用を支払う資力がない場合、保証人に請求し回収することです。二つ目は、病状が急変した場合に治療方針を相談したり、さらに死亡した場合の遺体や遺留品の引き取り先を確保することです。

### 3. ケアマネジャーには保証人になる義務がない

しかしケアマネジャーは、契約上も介護保険法上も本人の保証人になる義務を負っていません。逆にケアマネジャーが保証人となり本人の入院費用を支払った場合、利用者に対し求償することになるので、保証人になることは利用者との間で利益相反行為となり許されません。したがって、ケアマネジャーは本人の保証人になってはいけません。いささか形式論になりますが、「医師は診察治療の求めがあった場合、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と医師法19条で定めています。保証人がいないことは、この正当事由にはなりませんので、医療側は保証人がいないことを理由に必要な入院治療を拒めません。

### 4. 本人が医療同意を行う意義

医師は、原則として医療行為を行う前に患者（本人）に対し、インフォームド・コンセント（患者に医療の目的や内容を説明すること）を行い同意（医療同意）を得なければなりません。なぜならば、どんな治療法にもメリットとデメリットがあるからです。期待できる治療効果、副作用・危険性・後遺症発症の可能性等です。本人は、これらを総合的に考慮し、実生活への影響などを視野に入れ、その治療法を選ぶのか別の治療法を選ぶのかを判断する権利があります。場合によっては、延命を優先するのか、それとも現在の生活の質の確保を優先するのか、という極めて重大な

判断となることもあります。個々の患者毎に、生活設計や人生観・死生観が異なるため、答えは違うものになります。医師は、これらを理解してもらったうえで、その治療法を選択するのか、あるいは別の治療法を選ぶのかを、本人に判断してもらう義務を負っているのです。更に、本人が治療内容をよく理解し努力することで、治療効果があがるという臨床上の意義もあります。

また、痛みや危険性の伴う検査についても本人の医療同意の対象となります。

### 5. 医療同意がいらぬ例外

医師が、本人から医療同意を得なくてもよい例外も認められています。例えば交通事故で意識不明となった負傷者に対する救急医療行為などは、緊急性があり、同意なしに実施できます。

### 6. 親族の医療同意

また、医療の現場では、高齢などの理由で判断能力が低下した（あるいは喪失した）患者に対しては、本人の代わりに配偶者・子供・兄弟などの親族から医療同意を得て、治療行為を行っています。その法的な根拠は必ずしも明確ではありませんが、判例は、親族の医療同意を有効としています。但し、親族間において意見が分かれた場合、医師が緊急性のない治療行為や検査を行うのは難しいでしょう。

### 7. ケアマネジャーには医療同意を行う権限も義務もない

判断能力が低下・喪失した高齢者で、親族がいない場合、思いあまった医師が、本人の入所施設の看護師や民生委員あるいは関係するケアマネジャーに対し、医療同意を求めてくることもあるようです。しかし、保証人と同様、ケアマネジャーは、契約上も介護保険法上も医療同意を行う権限も義務もありません。また、以上に述べたような医療同意の持つ重大性からすれば、同意すべきではありません。万一、かような同意を求められてきたならば、権限も義務もないと言って断ってください。その上で、医師に対し、ケアマネジャーとしてケアプラン作成のためのアセスメントなどを通じて有している本人情報を提供してあげて下さい。医師が治療方針を決める上で、有用な情報となる可能性が大いにあるからです。

## 目次

巻頭言 ● ケアマネジャーとして 入院保証人や手術同意を求められたら、どうします？ … 1	
特集 ● 平成28年度 第6回理事会（地域開催） …… 2～3	
突撃！ おすすめスポット〈但馬地方〉 …… 3	
県民フォーラム報告 ● 落語で学ぼう消費者問題 …… 4	
四ツ葉ちゃんからのおすすめ …… 4	

生涯研修課程コース研修 …… 5	
取材班が行く ● 脇の浜あんしんすこやかセンター …… 6	
きらめきサポートQ&A …… 7	
宍粟市のおすすめスポット …… 7	
直前近畿大会お知らせ …… 8	
Information ● 事業案内／会費・総会について／編集後記 … 8	